

定例監査の結果

1 監査の期間

令和元年 8 月 5 日から令和元年 8 月 23 日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

上下水道部 下水道管理課・下水道整備課

(2) 対象期間

平成 31 年 4 月 1 日から令和元年 6 月 30 日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問等による審査を実施した。

なお、本年度の監査実施方針において、個人情報の適正な管理を重点事項としたことから、ヒアリング形式で関係条例等の理解及び遵守事項等について実査を行った。

4 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 下水道管理課

臨時職員の年次休暇請求については、主査が専決者となるにもかかわらず、課長補佐が専決者となっていた。基本的な事務の取扱いについて十分確認し、事務を遂行されたい。

(2) 下水道整備課

契約事務において、下記のとおり不備があった。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(ア) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に基づく随意契約で、西尾市契約規則第 24 条の 2 で定める公表の手続きを行っていなかった。

(イ) 契約締結伺いにおいて、1 者と随意契約を締結する理由が不明確なものが散見された。

(ウ) 市が保存する契約書に公印が押されていないものがあった。

(エ) 約款に定められた資金計画書の提出を受けていないものがあった。